（国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七条を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（退職等年金給付に要する費用を計算したときの財務大臣への報告の特例）

第二条　国家公務員共済組合連合会は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第八十五条の三に規定する国家公務員共済組合法第二十一条第二項第二号ロの計算を、財務大臣の定める様式に基づき、財務大臣に報告することができるものとする。

2　前項の規定による報告は、施行日において財務大臣に報告されたものとみなす。

（特別支給の退職共済年金の受給権者に係る老齢厚生年金の裁定請求に関する経過措置）

第三条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち退職共済年金（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十二条の三又は第十二条の五の規定による退職共済年金に限る。）の受給権者であって厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による老齢厚生年金について同法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者については、この命令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百十四条により適用することとされた厚生年金保険法施行規則第三十条の二の規定を適用する。

（経過措置に関する委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この命令の施行に伴う必要な経過措置については、別に財務大臣が定める。

（支出官事務規程の一部改正）

第五条　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「年金たる保険給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。）」を加え、同項第六号及び第七号中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第六条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の六第一項第三号中「及び厚生年金保険法第八十一条第一項の規定により」の下に「厚生労働大臣が」を加える。

○財務省令第七十四号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、並びにこれらの法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）の規定に基づき、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　組合及び連合会（第二条―第六条）
第三章　給付
　第一節　通則（第七条）
　第二節　平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額の支給（第八条―第十七条）
　第三節　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項等の規定による改正前国共済法等による年金である給付の支給（第十八条―第二十六条）
　第四節　平成二十四年一元化法附則第三十九条等の規定による退職一時金の返還（第二十七条・第二十八条）
　第五節　平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による退職共済年金等（第二十九条―第三十一条）
第四章　地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金（第三十二条）
第五章　雑則（第三十三条―第三十七条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　改正前国共済法　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第三号に規定する改正前の国家公務員共済組合法をいう。

二　改正前国共済令　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第二条第七号に規定する改正前の国家公務員共済組合法施行令をいう。

三　改正前国共済規則　国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第七十三号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）をいう。

四　改正後国共済法　国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。

五　改正後国共済令　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）をいう。

六　改正後国共済規則　国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第七十三号）第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則をいう。

第二章　組合及び連合会

（改正後国共済規則の準用）

第二条　改正後国共済規則第一章から第三章までの規定は、平成二十四年一元化法附則第四十九条の二に規定する国の組合の経過的長期給付（以下「経過的長期給付」という。）の支給に関する業務について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。